

「第2期宮城県国民健康保険運営方針（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和3年3月22日

宮城県では、「第2期宮城県国民健康保険運営方針（案）」について、令和2年10月28日から令和2年11月27日の間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、1人から合計8件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この運営方針策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

第2期宮城県国民健康保険運営方針（案）

	運営方針案の該当（関連）箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	全体	被保険者を取り巻く背景としての新型コロナウイルス感染症に関する記載がない。コロナ禍が被保険者の生活や医療費に与える影響を丁寧に注視する視点が必要ではないのか。	御意見に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等、突発的な事態が被保険者の生活に著しい影響を与え、当該事態に対応した施策が講じられる場合の必要な措置について、第9章において追記することといたします。
2	全体	国保制度は無職・低所得の加入者が多い、年齢構成が高いことにより医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多いといった問題を抱えていることを踏まえるべき。	県としても国保の財政基盤が脆弱で構造的な問題を抱えていることは認識しており、今後も国民皆保険を維持していくため、県と市町村が一体となって国保の安定的・効率的な運営を行うための統一的な指針として、本方針を策定しているものと認識しております。
3	全体	新型コロナウイルス感染症、消費税増税、自然災害等の加入者への影響を把握・検証し、保険料（税）の引き下げや減免、窓口負担の減免等の改善の方針を定めることが必要である。	新型コロナウイルス感染症の影響が広がりを見せる中、被保険者への影響を踏まえた対策を講じることは必要なことと考えており、保険料（税）の減免措置などの個別事案については、市町村において適切に対応されているものと認識しています。従って、県が一律に保険料（税）を引き下げる等の方向性を本方針に記載することは適切ではないものと考えております。
4	全体	新型コロナウイルス感染症などの影響は数年続くと言われており、本方針に必要なのは、被保険者の健康や生活の実態を把握することであり、医療機関からの意見・要望を聞き取り、それらを踏まえた方針とすべきである。そして、3年後の全面的な改正につなげていくことである。	本方針は県と市町村が一体となって国保の財政運営や国保事業に係る事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう県内の統一的な運営方針を定めるものとされており、この間、市町村と十分協議を行い、本方針案を策定したものです。なお、本方針の策定にあたっては、宮城県国民健康保険運営協議会の審議事項であります。同協議会には保険医及び保険薬剤師の代表者も構成員になっていただいております。その中で御意見や御要望等を承っております。
5	第2章 1 医療費の動向と将来の見通し (5) 保険料（税）の動向 P6	本方針において、被保険者の所得状況が削除されていることは大きな問題である。被保険者の生活実態を示す義務があるのではないのか。	頂きました御意見なども踏まえ、当該箇所において保険料（税）の軽減を受けている世帯の件数等を記載いたしました。

6	第3章 2 標準的な保険料 (税)算定方式等 P12	国民皆保険の立場から考えれば、何時でもどこでも誰もが保険証1つで必要な医療が受けられるものであり、能力に応じた負担を原則とすべきである。本方針は不十分である。	国民健康保険法に基づき、標準的な住民負担の見える化を図るため、県は市町村標準保険料(税)率を示すこととしており、本方針には標準的な保険料(税)算定方式等を記載しております。応益割と応能割の割合、均等割と平等割の割合については国の算定ガイドラインに準拠したものであり、記載については適切なものと考えております。
7	第3章 4 将来的な保険料 (税)水準の統一 P12	将来的な保険料(税)水準の統一化について、具体的な根拠や加入者のメリット・デメリットが示されていない。県内の医療格差が広がる中、保険料(税)水準は統一すべきではない。	市町村毎に保険料(税)が異なることは被保険者の皆様に不公平感が生じることから、県としては同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)とすることは必要なことと考えており、国の運営方針策定要領において、「将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指す」旨が表記されていることから、本方針においても記載すべき事項であると認識しております。しかしながら、御意見のとおり、市町村毎の医療費水準や医療提供体制に差があることから、統一の時期や前提条件等、引き続き市町村と十分に協議を行いながら進めていくとともに、その旨を本方針に記載させていただいたところです。
8	その他	国保運営協議会の場においても「国保は難しい」という意見が出されている。被保険者の立場に立ち、最低でも本方針に用語解説の添付が必要と考える。	次の運営方針において検討事項とさせていただくとともに、被保険者を含め県民の方々からの御質問や御意見につきまして、引き続き丁寧・真摯に対応してまいります。